

市民の意見を募集します

【羽島市議会議員の定数を定める条例の改正（案）】

【羽島市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の改正（案）】

【羽島市議会政務活動費の交付に関する条例の改正（案）】

1 主旨

羽島市議会議員の定数を定める条例の改正（案）、羽島市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の改正（案）、羽島市議会政務活動費の交付に関する条例の改正（案）について、意見を募集します。

これらの改正案は、羽島市議会で議論を重ね、改正案のとおり議員定数、議員報酬額、政務活動費の金額等を定めるものです。

2 意見募集の概要

① 案件名	羽島市議会議員の定数を定める条例の改正（案）、羽島市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の改正（案）、羽島市議会政務活動費の交付に関する条例の改正（案）について
② 資料の公表場所	羽島市議会事務局 議会総務課 羽島市議会ホームページ 各コミュニティセンター窓口
② 意見提出期間	令和 8 年 8 月 1 日（土）から 令和 8 年 8 月 3 1 日（月）まで

3 公表する資料

羽島市議会議員の定数、羽島市議会議員の議員報酬、政務活動費の改正概要

4 意見の提出先

件名、意見、住所、氏名、連絡先（電話番号、電子メールアドレスなど）を記入のうえ、下記のいずれかの方法でご提案ください。

■ 郵送	〒501-6292 羽島市竹鼻町 5 5 番地 羽島市議会事務局議会総務課
■ ファクシミリ	058-391-1733
■ 電子メール	gikai@city.hashima.lg.jp
■ 持参	〒501-6292 羽島市竹鼻町 5 5 番地 羽島市議会事務局議会総務課

※電話や口頭によるご意見は受け付けしかねます。電子メールで提出する場合は、意見書様式に意見内容等を入力し、添付ファイルにてご提出ください。

5 問い合わせ先

〒501-6292 羽島市竹鼻町 5 5 番地
羽島市議会事務局議会総務課 電話番号 058-392-1111（内線 2412）